

れいわ ねん がつ にち
令和7年7月17日

ほ べ しゃ きま
保 護 者 様

おおさかしきょういくいいんかい
大阪市教育委員会

きょうしよくいん しぶつ きき ようじじどうせいと きつえい
教 職 員 の私物デジタル機器による幼児児童生徒の撮影について

へいそ より、ほんしきょういく すいしん りかい きょうりよく たまわ
平素より、本市教育の推進にご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、ほうどう にもございますように、たとし において、きょうし じどうせいととう とうきつ がぞう
報道にもございますように、他都市において、教師が児童生徒等を盗撮し、画像
などを SNS 上のきょうし かん グループで きょうゆう たいほ じあん ぼごしゃ みなさま
共有し逮捕された事案があり、保護者の皆様には
ごしんぱい をおかけしていることとぞんじます。

このたび、たとし において発生したたびかさ きょうし じどうせいと たい せいぼうりょくとう
他都市において発生した度重なる教師による児童生徒に対する性暴力等
の事案を受け、もんぶかがくしやう より「じどうせいとせいぼうりょくとう ぼうしと かん きょうし ふくむきりつ
文部科学省より「児童生徒性暴力等の防止等に関する教師の服務規律
の確保の徹底について」の通知がございました。

つうち には、「きょうしこじん とう してき たんまつ じどうせいととう きつえい
通知には、「教師個人のスマートフォン等の私的な端末で児童生徒等を撮影することの
ないよう、また、がっこうしよゆうとう たんまつ きつえい ばあい じどうせいととう がぞう かんり
学校所有等の端末で撮影する場合であっても児童生徒等の画像を管理
しよく きよか がっこうがい も だ してき いてい 必要」との対応が
指示されております。

これまでほんし においては、「おおさかしりつがっこうえん さいつえい もくてき きき
これまで本市においては、「大阪市立学校園における撮影を目的としたデジタル機器の
うんよう ガイドライン」をさくてい こうえんちやう げんじゅう かんり うんよう おこな
運用ガイドライン」を策定し、校 園 長 による 厳 重 な管理のもと、運用を行ってま
いりました。しかしながら、こんかい つうち う かい
今回の通知を受け、ガイドラインを改訂するとともに、今後、
がっこうえん たいよ びひん ききがい しょう きょうしよくいん ようじじどうせいと
学校園から貸与された備品のデジタル機器以外を使用した教職員による幼児児童生徒
の撮影は行わないことといたしました。

つきましては、がっこうえん おおさかしりつがっこうえん じやうほうはっしんとう どうよう
学校園ホームページにおける情報発信等について、これまでと同様の
じかんたい ひんど こうしん ばあい しょうち
時間帯や頻度では更新ができない場合があることをご承知ください。

ほんし といたしましては、ひ つづ きょうしよくいん ふくむきりつ かくほ てっぺい おこな
本市といたしましては、引き続き、教職員の服務規律の確保の徹底を行ってまいり
ます。

なにとぞ りかい きょうりよく たまわ ねが もう
何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。